

危機の定義と適用

* 保育園における危機とは、火災、地震、台風、その他天災、食中毒、感染症等、その他事故、事件等において、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

1、基本的指揮権・・基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権をもつ者で下記に定められている職務者を指し、順位としては次の各号通りとする。

- ① 理事長・理事会
- ② 園長
- ③ 副園長
- ④ 主任・事務
- ⑤ 各クラスリーダー、調理、

* 指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルを規範に的確な指示を職員に伝えること。

2、園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

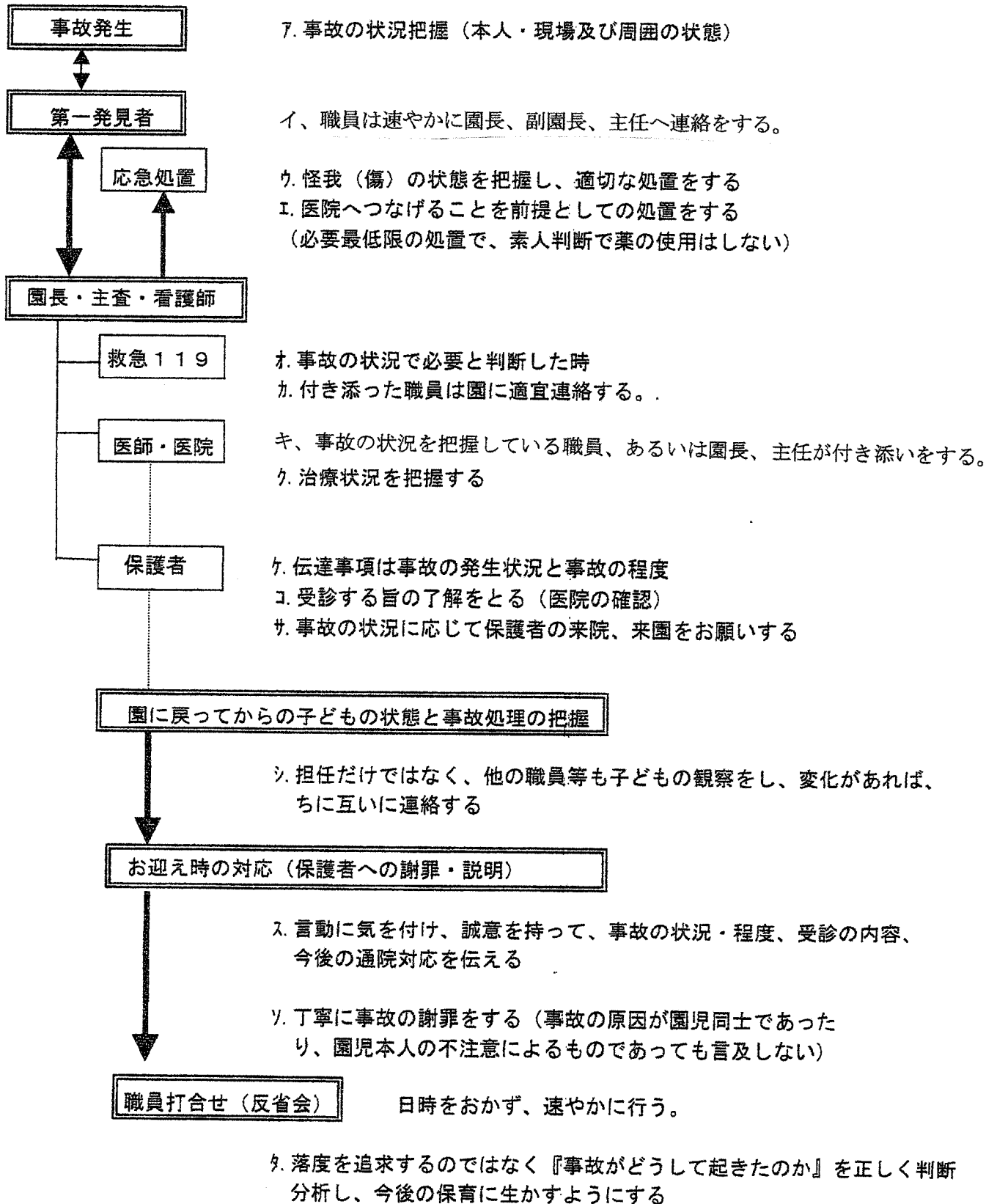
・ 通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

- ① 園長
- ② 副園長
- ③ 主任
- ④ 事務
- ⑤ 各クラスリーダー・給食担当

* 園内において危機的状況が発生した時も同様とする。

事故発生時対応フローチャート1

保育園内で事故が発生した場合



- 検討項目『事故の報告（状況、原因、内容、対応等）』
 『今後の検討（原因追求、解明等）』
 『原因の除去及び処置（点検、改善等）』

事故発生時対応フローチャート 1

保育園外で事故が発生した場合

事故発生

第一発見者

救急・119 ③ ② 病院

① 保育園

保護者

園に戻ってからの子どもの状態と事故処理の把握

お迎え時の対応（保護者への謝罪・説明）

職員打合せ（反省会）

7. 事故の状況把握（本人・現場及び周囲の状態）

- イ. 速やかに他の職員に声かけをする
- ウ. 情報は正確に把握し、指示決定する

- イ. 事故の状態により、適切な行動・連絡をする。連絡先①②③の順序は状況に応じて対応する
- オ. 病院等への搬送は職員が同伴し、状況を伝達し、治療等握する
- カ. 保育園には適宜報告し、指示を仰ぐようにする

- キ. 事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は受診する旨の了解をとる事故の状況に応じて保護者の来院、来園をお願いする

- ク. 担任だけではなく、他の職員等も子どもの観察をし、変化があれば、直ちに互いに連絡する

- ケ. 言動に気を付け、誠意を持って、事故の状況・程度、受診の内容、今後の通院対応を伝える
- コ. 丁寧に事故の謝罪をする（事故の原因が園児同士であったり、園児本人の不注意によるものであっても言及しない）

日時をおかず、速やかに行う。

- サ. 落度を追求するのではなく『事故がどうして起きたのか』を正しく判断・分析し、今後の保育に生かすようにする

検討項目『事故の報告（状況、原因、内容、対応等）』

『今後の検討（原因追求、解明等）』

『原因の除去及び処置（点検、改善等）』